

進路関係 用語集

	用語	内容
あ	あせすめんと アセスメント	・新卒者向けサービスではない、就労継続支援A型や就労継続支援B型のサービスを卒業後すぐに利用する際は、就労移行のサービスを提供している事業所での実習（評価）が必要になります（桜川市・筑西市の場合）。 ・相談支援事業所（相談員）と連携して進めていくとスムーズにサービス利用ができるようになります。
	いこうがたじっしゅう 移行型実習	・進路先として内定している事業所や福祉施設で行う実習。（本校で設定している臨時実習）
	いどうしえん 移動支援	・屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援を行います。
か	きゅうしょくとうろく 求職登録	・ハローワーク経由で就職するために必要な登録。登録することでハローワークの求人に応募できたり、詳細な求人情報を見ることができたりする。
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 （グループホーム）	・共同生活を行う住居です。世話人や生活支援員から相談や日常生活上の援助を受けることができます。
	こべつじっしゅう 個別実習	・進路先として有力な事業所や福祉施設で行う実習。（本校で設定している臨時実習）
	こべつのいこうしえんかいぎ 個別の移行支援会議	・学校から社会への移行にあたって、生徒本人の実態やニーズについて関係機関（移行先事業所、相談支援事業所、市の福祉課、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク担当者等）で共通理解を図る会議。高3生対象、2月～3月に実施。
さ	じーえーていーびー しょくぎょうてきせいけんさ GATB職業適性検査	・厚生労働省で実施している職業適性検査。若者サポートステーション（筑西市）に依頼すれば無料で実施してくれる。
	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	・日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。
	じゅうどちてきしょうがいしゃはんてい 重度知的障害者判定	・ハローワークを通してIQ紹介を行い、60未満の場合は面接を実施する。判定されると、企業にとっては、ダブルカウントの対象になったり、助成金が増額されたりメリットがある。本人についても、判定されたことにより、手厚く支援してもらえる可能性があるため申請することが望ましい。
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	・就労のために必要な訓練を行います。原則、2年間の利用制限有り。
	しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型（雇用型）	・一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労のために必要な訓練を行います。事業所と雇用契約を結んで最低賃金が保障される。
	しゅうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型（非雇用型）	・一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。生産活動などを通して、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	じゅきゅうしゃしょう 受給者証	・正式には障害福祉サービス受給者証。福祉サービスを受ける際に必要なもの。

進路関係 用語集

	用語	内容
し	しょうがいしえんくぶん 障害支援区分	障害の特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分かれていて、この区分を目安にして、利用できるサービスの内容などが決まります。介護給付（短期入所や生活介護、施設入所支援）のサービスを利用する際は必要になります。
	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー 障害者就業・生活支援センター	通称「なかぼつセンター」。就職や、在職中に支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業生活の継続に向けた支援を行ってくれます。
	いばらきしょうがいしゃ しょくぎょうせんたー 茨城障害者職業センター	重度知的障害者判定の際に連携している。担当者が来校し面接を実施。（該当者3名以上の場合は本校で実施）
	じりつくんれん（きのうくんれん） 自立訓練（機能訓練）	身体に障害のある人が、身体を上手く動かすことが出来るように、一定期間、訓練を受けることができます。
	じりつくんれん（せいかつくんれん） 自立訓練（生活訓練）	障害のある人が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を、一定期間、受けることができます。
	せいかつかいご 生活介護	日中活動の場として、入浴、排せつ、または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	障害福祉サービスを利用する際の計画の作成を行います。また、利用する事業所を探すお手伝いや利用開始後の相談などを行います。
た	たいけんじっしゅう 体験実習	高等部1年生の就労希望者が対象。1年生の10月に近隣の事業所で1週間ずつ、2カ所で実習を行う。※カスミ協和店、グリーンハウス陣屋等
	たんきにゅうしょ 短期入所（ショートステイ）	家族に用事があるときなどに施設に短期間泊まることができます。
	でゅあるがたたたいけんがくしゅう デュアル型体験学習	高等部1・2年生の就労希望者が対象。5～6月と1月～2月にかけて年間2回、毎週金曜日に3～4週に渡って実施。（1年生は、1月～2月のみ）
な	にっちゅういちじしえん 日中一時支援	家族などの介護者の理由（疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事および旅行等）や在宅障害児の放課後対策として一時的（泊を伴わない）に預かります。
は	にんていちようさ 認定調査	障害支援区分を判定するための調査。（調査項目約80項目）介護給付のサービス（短期入所、生活介護、施設入所支援等）を利用する際は必ず必要になります。基本的には市の担当者から学校に連絡があり、担任と日程を調整し、在家生は学校で、施設入所生は施設で実施している。
	ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	学校在学中の障害児が学校後や長期休暇中に利用できる施設です。生活力向上のための様々なプログラムが行われています